

第4回智頭町議会定例会会議録

平成25年12月11日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第87号 平成25年度智頭町一般会計補正予算（第6号）
- 第 5. 議案第88号 平成25年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 6. 議案第89号 平成25年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 7. 議案第90号 平成25年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 8. 議案第91号 平成25年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 9. 議案第92号 平成25年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第10. 議案第93号 平成25年度智頭町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第11. 議案第94号 消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第12. 議案第95号 智頭町地域の元気臨時交付金基金条例の制定について
- 第13. 議案第96号 智頭町子ども・子育て会議条例の制定について
- 第14. 議案第97号 智頭町税条例の一部改正について
- 第15. 議案第98号 智頭町介護保険条例の一部改正について
- 第16. 議案第99号 智頭町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第17. 議案第100号 鳥取市と智頭町との定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 第18. 議案第101号 字の区域の変更について
- 第19. 議案第102号 字の区域の変更について
- 第20. 陳情について

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第 87 号 平成 25 年度智頭町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 第 5. 議案第 88 号 平成 25 年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 6. 議案第 89 号 平成 25 年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 7. 議案第 90 号 平成 25 年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 8. 議案第 91 号 平成 25 年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 9. 議案第 92 号 平成 25 年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 10. 議案第 93 号 平成 25 年度智頭町水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第 11. 議案第 94 号 消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 12. 議案第 95 号 智頭町地域の元気臨時交付金基金条例の制定について
- 第 13. 議案第 96 号 智頭町子ども・子育て会議条例の制定について
- 第 14. 議案第 97 号 智頭町税条例の一部改正について
- 第 15. 議案第 98 号 智頭町介護保険条例の一部改正について
- 第 16. 議案第 99 号 智頭町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第 17. 議案第 100 号 鳥取市と智頭町との定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 第 18. 議案第 101 号 字の区域の変更について
- 第 19. 議案第 102 号 字の区域の変更について
- 第 20. 陳情について

1. 会議に出席した議員 (12 名)

1 番 大河原 昭 洋	2 番 高 橋 達 也
3 番 大 藤 克 紀	4 番 岩 本 富美男
5 番 中 野 ゆかり	6 番 平 尾 節 世
7 番 岸 本 眞一郎	8 番 徳 永 英太郎
9 番 石 谷 政 輝	1 0 番 酒 本 敏 興
1 1 番 南 肇	1 2 番 谷 口 雅 人

1. 会議に欠席した議員（なし）

1. 会議に出席した説明員（17名）

町 長	寺 谷 誠一郎
副 町 長	金 児 英 夫
教 育 長	藤 原 孝
病 院 事 業 管 理 者	安 藤 嘉 美
総 務 課 長	葉 狩 一 樹
企 画 課 長	岡 田 光 弘
税 務 住 民 課 長	西 沖 和 己
教 育 課 長	長 石 彰 祐
地 域 整 備 課 長	安 藤 充 憲
山 村 再 生 課 長	上 月 光 則
地 籍 調 査 課 長	草 刈 英 人
福 祉 課 長	岸 本 光 義
総 務 課 参 事	矢 部 整
税務住民課参事兼水道課長	萩 原 学
福 祉 課 参 事	國 政 昭 子
会 計 課 長	寺 坂 英 之
病 院 事 務 次 長	寺 谷 和 幸

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事 務 局 長	河 村 実 則
書 記	塚 越 奈 緒 子

開 会 午前10時00分

開 会 あ い さ つ

○議長（谷口雅人） 　ただいまの出席議員は12名であります。定数に達しておりますので、ただいまから平成25年第4回智頭町議会定例会を開きます。
直ちに本日の会議を開きます。

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番、石谷政輝議員、
10番、酒本敏興議員を指名します。

日程第2． 会期の決定

○議長（谷口雅人） 　日程第2、会期の決定の件を議題とします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から12月19日までの9日間としたいと思います。
ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 　異議なしと認めます。
よって、本定例会の会期は、本日から12月19日までの9日間と決定しました。

日程第3． 諸般の報告

○議長（谷口雅人） 　日程第3、諸般の報告を行います。
監査委員から、地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成25年9月から11月分までの例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配付し

ておりますので、ご承知ください。

次に、陳情の処理経過及び結果について、智頭町長から報告がありました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、お手元に配付のとおり、議員派遣についての結果報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、八頭環境施設組合議会定例会が去る10月20日に開催され、決算認定1件と補正予算1件が可決されました。

なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いいたします。

次に、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会定例会が去る11月12日に開催され、専決処分1件と決算認定2件、補正予算2件が可決されました。

なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いいたします。

今期定例会の説明員につきましては、12月3日付をもって町長並びに教育長に出席を要求しております。

次に、9月20日に本会議で可決されました「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書の提出について」と「道州制導入に断固反対する意見書について」の2件につきましては衆参両議長、関係大臣宛てに、「少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元に係る意見書」につきましては関係大臣宛てに提出をしておりますのでご了承願います。

次に、前定例会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただき、議会活動また議員活動に資していただければと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第87号から日程第19．議案第102号まで 16議案一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第4、議案第87号 平成25年度智頭町一般会計補正予算（第6号）から、日程第19、議案第102号 字の区域の変更について

までの16議案を一括して議題とします。

なお、本日は議案に対する質疑のみとします。

それでは、町長に提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 本日ここに、第4回定例町議会を招集しましたところ、議員各位にはご多忙のところご出席いただき、まことにありがとうございます。

今期定例会に提案しました諸議案の審議をいただくに当たり、その概要を説明します。

まず、議案第87号から議案第93号までは、補正予算についてであります。

議案第87号 平成25年度智頭町一般会計補正予算について主なものを説明します。

総務費の訴訟対策費では、訴訟2件に係る訴訟費用を、まちづくり推進費では、県の若者定住等による集落活性化総合対策事業を活用し、新たに那岐地区の若者定住をサポートし、集落が一体となって活性化を図るための経費をそれぞれ計上しています。

行政情報システム推進費では、国の各省庁と地方自治体のコンピューターネットワークを相互接続した、総合行政ネットワークの更新に係る経費を、地域情報化推進事業では、ひかり電話の関連設備の新設、移転等に係る経費をそれぞれ計上しています。

また、地域活性化推進費では、旧山郷小学校のトイレ改修経費を、諸費では、国庫補助金及び県補助金額の確定による障害者自立支援給付費等の返納金をそれぞれ計上しています。

民生費の老人福祉費では、高齢者等居住環境整備助成事業費補助金の増額を、また、介護保険事業特別会計への繰出金をそれぞれ措置しています。

保育園事務費では、子ども・子育て支援新制度に対応した、電子システムの構築に要する経費を計上しています。

衛生費の環境衛生費では、火葬場の修繕費の増額を、上水道施設費では、水道事業会計への繰出金を措置しています。

農林水産業費の農業振興費では、シカ等の有害鳥獣捕獲頭数の増加に伴い奨励金の増額を措置するとともに、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業に係る、シカの捕獲確認に要する経費を計上しています。また、農業集落排水費では、農業集落

排水事業特別会計への繰出金を増額しています。

林業費の林業振興費では、株式会社鳥取林業サービスの解散に伴う出資金の返納について、出資の目的であった森林整備作業の機械化の推進、技術者の養成を本町として継続していくため、智頭町森林組合の経営基盤強化に向け出資を行うとともに、森林組合以外の町内林業事業体に対する機械リースに必要な経費の助成を措置しています。また、智頭材出荷促進事業では、出荷材の増加に伴う補助金の増額を、県営林道事業では、林道籠山線用地測量委託料をそれぞれ措置しています。

土木費の道路維持費では、緊急に町道維持修繕を行うため経費の増額を、道路新設改良費では、急傾斜地崩壊防止対策事業負担金をそれぞれ措置しています。

社会資本整備総合交付金事業では、交付金額の確定による事業費の減額調整措置をしています。

下水道事業費では、公共下水道事業特別会計への繰出金を増額しています。

教育費の小学校管理事業費では、旧富沢小学校校庭の一部が、主要地方道津山智頭八東線の拡幅工事に伴い道路用地になるため、支障物の移転・撤去に要する経費を計上しています。

石谷邸保存活用整備事業では、1号蔵及び2号蔵の修繕に要する経費を増額しています。

災害復旧費の農地農業用施設災害復旧事業では9月に発生した豪雨により被災した農地及び農業用施設の復旧に係る経費を、公共土木災害復旧事業では町道極楽寺線の復旧に係る経費をそれぞれ措置しています。

以上、今回の一般会計補正予算額は1億2,529万円であり、補正後の予算総額は68億3,178万9,000円となります。

議案第88号 智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算は、がんドックなどの実績見込み増に伴う経費のほか、平成20年度から平成22年度までの前期高齢者給付費額の修正に伴う、交付金の返納金をそれぞれ措置しています。

議案第89号 智頭町公共下水道事業特別会計補正予算は、智頭テクノパーク整備に伴う下水道測量設計業務に要する経費を計上しています。

議案第90号 智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算は、県道改良に伴うマンホールかさ上げに要する経費のほか、浄化センターの汚泥ポンプの修繕に要する経費を計上しています。

議案第91号 智頭町介護保険事業特別会計補正予算は、保険給付費等の見込み増に伴う経費のほか、平成24年度介護給付費等負担金の国・県補助金の精算に係る返納金をそれぞれ措置しています。

議案第92号 智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算は、後期高齢者医療広域連合納付金のうち、基盤安定繰入金の保険料軽減分について、額の確定に伴う負担金の増額措置を行うものです。

議案第93号 智頭町水道事業会計補正予算は、智頭テクノパーク整備に伴う水道施設の測量設計業務に要する経費を計上しています。

次に、条例案件につきまして説明します。

議案第94号 消費税及び地方税法の一部改正に伴う関係条例整理に関する条例の制定につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための、消費税の一部改正する等の法律等が施行され、消費税及び地方税法の一部が改正されることに伴い、関係条例の改正を行うものです。

議案第95号 智頭町地域の元気臨時交付金基金条例の制定につきましては、国から交付される「地域の元気臨時交付金」の対象となる事業を円滑に実施するため、新たに基金を設置するものです。

議案第96号 智頭町子ども・子育て会議条例の制定につきましては、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から施行されますが、新制度では、子ども・子育て支援の仕組みが大きく変わり、さまざまなサービスの充実が図られることから、この新制度に関する事業計画などについて広く意見を聴くため、「智頭町子ども・子育て会議」を設置するものです。

議案第97号 智頭町税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部改正に伴い、町民税、固定資産税、特別土地保有税及び延滞金など所要の規定を整備するものです。

議案第98号 智頭町介護保険税条例の一部改正につきましては、国税及び地方税の延滞金規定の改正に伴い、介護保険料に係る延滞金の改正を行うものです。

議案第99号 智頭町後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、国税及び地方税の延滞金規定の改正に伴い、後期高齢者医療保険料に係る延滞金の改正を行うものです。

議案第100号 鳥取市と智頭町との定住自立圏の形成に関する協定の変更に

つきましては、平成22年3月29日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、一部変更するものです。

議案第101号 字の区域の変更については、芦津地内の地籍調査事業実施に伴い、芦津地内の字の区域を一部変更するものです。

議案第102号 字の区域の変更については、奥本地内の地籍調査事業実施に伴い、奥本地内の字の区域を一部変更するものです。

以上、本議会に提案しました諸議案の概要を説明申し上げます。詳細については主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いしまして、簡単ではありますが説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 提案理由の説明は終わりました。

これから、日程第4、議案第87号から日程第19、議案第102号までの16議案の質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

また、質疑に当たりましては、必ずページ数を示してください。

日程第4、議案第87号 平成25年度智頭町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 議案第87号 平成25年度智頭町一般会計補正予算（第6号）でございます。前もって配付いたしております補正予算書、それから、平成25年度12月補正予算概要を一緒にごらんいただきたいと思います。これをもとに概要の説明をさせていただきたいと思います。

予算概要書の左の数字は補正予算書のページ数ですので、補正予算書とあわせてごらんいただきたいと思います。

まず、概要版の1ページでございます。補正予算書では12ページでございます。一般管理費及びまちづくり推進費であります。それぞれ人事異動に伴います人件費の調整を行っております。

それから、訴訟対策費につきましては、先ほど町長が提案理由で述べましたが、長期化しております訴訟関係2件の費用を措置しております。

まちづくり推進費のまちづくり事務費でございますが、これも先ほど提案理由にもありましたが、県の若者定住等による集落活性化総合対策事業を活用し、新たに那岐地区の若者定住をサポートするための支援及び集落が一体となって活性化を図るための経費、行政情報システム推進費では、これも提案理由にもありましたが、国と地方自治体のコンピューターネットワークシステムを相互接続いたしました総合行政ネットワーク、L G W A Nと呼んでいます。この更新に係る経費でございます。

また、地域情報化推進事業では、ひかり電話の関連設備の新設・移転に係ります経費をそれぞれ措置いたしております。

次に、補正予算書では13ページでございます。地域活性化推進費の空き校舎等利活用推進事業では、これも先ほど提案理由にもありましたが、旧山郷小学校のトイレ改修経費を、諸費につきましては、国県補助金額の確定によります障害者自立支援給付費等の返還金をそれぞれ措置しております。

同じく補正予算書13ページでございます。老人福祉費では、これも提案理由にもありましたが、高齢者等居住環境整備助成事業補助金の増額のほか、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金をそれぞれ措置しております。同じく老人福祉センター管理事業では、備品購入としてストーブの購入を措置しております。

次に、補正予算書では14ページでございます。保育園費の保育園事務費につきましては、提案理由にもありました子ども・子育て新制度に対応した電子システムの更新に要する経費を措置しております。

それから、同じページでございます。環境衛生費につきましては、火葬場の火葬台車修繕に要する経費を、上水道施設費の上水道事業会計への繰出金につきましては、智頭テクノパーク、上水道測量設計業務に要する経費として繰り出しを措置しております。

次に、補正予算書では15ページでございます。農業振興費につきましては、これも提案理由にありましたが、鳥獣等被害防止施設事業のうちシカ等の有害鳥獣捕獲頭数の増加に伴う奨励金の増額を、それから、シカ等の捕獲確認に係る補助対象事業費の組み替えによる減額及びイノシシ等被害防止施設補助金の減額措置を行っております。

次に、概要書では2ページでございます。農業集落排水費、農業集落排水事業

特別会計繰出金として、ポンプ等の修繕における経費を、繰り出しを措置しております。

それから、補正予算同じく15ページでございます。林業振興費につきましては、これも提案理由にもありましたが、智頭町森林組合の経営基盤強化に向けた出資を行うとともに、町内林業事業体に対する機械リースに必要な経費の助成を、また、智頭材出荷促進事業では、出荷材の増加に伴います補助金の増額をそれぞれ措置しております。

概要書の2ページ、森林セラピー事業及び木の宿プロジェクト事業につきましては費用負担調整を行っております。

それから、補正予算書16ページでございます。これも提案理由にもありました県営林道事業につきましては、林道箒山線の用地測量委託料を措置いたしております。

同じく16ページでございます。道路維持費につきましては、これも提案理由にもありましたが、緊急に町道維持修繕を行うための修繕料及び工事請負費の増額を、同じく除雪事業では、除雪ドーザー、チェーン等の購入経費をそれぞれ措置しております。

補正予算書16ページから17ページにわたります道路新設改良事業につきましては、これも提案理由にもありましたが、駒帰、大内地区の急傾斜地崩壊防止対策事業費負担金の増額を、また、社会資本整備総合交付金事業につきましては、交付金額の確定によります調整を行っております。

同じく補正予算書17ページでございます。下水道事業費につきましては、公共下水道事業特別会計繰出金として地図テクノパーク下水道測量設計業務に要する経費及び下水道、マンホールかさ上げ修繕等に要する経費を、繰り出しを措置しております。

同じく17ページ、消防施設費につきましては、中学校に設置しました耐震性貯水槽にためる水道の経費を措置しております。

それから、補正予算書18ページでございます。防災費につきましては、防災車の更新に伴います経費を措置いたしております。

同じく18ページでございます。小学校管理費につきましては、これも提案理由にもありましたが、主要地方道津山智頭八東線の拡幅工事に伴います道路用地となります旧富沢小学校校庭の支障物件の移転、撤去に要する経費を措置してお

ります。

それから、概要書3ページでございます。補正予算書は同じく18ページでございます。中学校改修事業につきましては、中学校敷地内の電柱等物件移転補償費を措置しております。

それから、概要書は同じく3ページでございます。補正予算は19ページをごらんください。文化財整備活用費の石谷邸保存活用整備事業では、これも提案理由にありましたが、1号蔵の内装及び2号蔵の扉の修繕による経費を措置しております。

同じく補正予算書19ページでございます。農地農業用施設災害復旧費につきましては、本年9月に発生いたしました豪雨により被災した農地農業用施設4カ所の復旧に要する経費、それから、公共土木災害復旧事業につきましては、町道極楽寺線の復旧に係る経費を措置しております。

以上、合計1億2,529万円の補正となっております。なお、この財源としましては、補正予算書の2ページをごらんいただきますとおり、分担金及び負担金から国庫支出金、県支出金、財産収入、繰越金、諸収入及び町債をもって措置いたしております。

以上で概要説明でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

この議案に対する質疑は、歳入と歳出の款ごと、総務費から民生費、衛生費から土木費、消防費から災害復旧費の4区分に分けて行います。

まず、歳出の総務費から民生費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 訴訟対策費、これが2件ということですが、この性質ですね。たしか職員の処分に関しての訴訟が起こされていたと。それに対して、1件は相手方が控訴したので町としてもそれに応じるための費用だったと。もう1件については、町が敗訴したので町が控訴するというぐあいには聞いているんですが、この控訴の理由等についてはどのようなもので控訴しようとしているのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） この2件でございますが、ご指摘のように、1件につきましては、9月25日に判決がありましたものに対する1件は原告の請求を認めて懲戒処分取り消しということでの上告の手続を行ったところでございますが、もう1件はご指摘のように相手方の上告によります控訴ということでございます。この1つ目の町のほうから上告を行った件につきましては、あくまでも地裁の判決に対する町の処分については正当である、町が行った懲戒処分というのは正当であるということの上告したところでございます。以上でございます。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 町の処分が妥当だという主張だったんだけど、それが敗訴したわけですね。そこの敗訴した理由ですね。敗訴した理由と、町の主張がまるっきり違うという、もう少しそこら辺の、敗訴した理由というのはどのようなものだったんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 敗訴した理由といたしますのは、ご承知のように、懲戒処分の取り消しを認めたということでございます。そこで、町はその処分に対するものは妥当ということで、先ほど述べたように、それ以上のものはございません。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 裁判所がその懲戒処分の取り消しを認めた理由については当然あるわけなんで、それが不服だからというような、恐らくそれは、公式的な部分はわかるんだけど、なぜ裁判所が町の主張を退けたのか、そこら辺がもう少し説明していただけないか。

○議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） それについての詳しい説明というのは、あくまでも裁判所の判断でございますので、私どもはあくまでも町が行った処分、21年11月にありました騒ぎに対する処分、この処分は妥当であったということの、あくまでも主張でございますので、それについての裁判所の判断ということでございますので、町はそれによって当時の処分は妥当であったということでの上告でございますので、それ以上のものはございません。

○議長（谷口雅人） 岸本議員に申し上げます。この件に関しまして、司法の判断という部分につきましては本議会の質問の中で答えが出るような状況にはなか

なかなかだと思いますので、もう1回まとめてその辺のところを理解された中で質問がありましたら。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 今回の裁判の判断は、要は町としてはその当事者が違法な不当行為を行ったから懲戒処分をしたんだと。裁判所はそれを認めなかったということで、その認めなかった部分がどうなのか、当然、判決理由が書いてるので町は理解してるとと思いますので、そこはどう受けとめたか、受けとめているかが当然わかってるはずなんですね。裁判所がこう判断したんだから町はそれに不服だという理由だけでは、議会としてはこの控訴の裁判費用が妥当なものか判断がつかねますので、もう一度そこら辺について、判決について、内容についてのどのようなものだったか説明していただけないか。

○議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 詳しい内容をここでは差し控えさせていただきますが、先ほどから申しておりますとおり、あくまでも町が行った処分は妥当であるという考えのもとに上告したものでございます。

○議長（谷口雅人） この件に関しましては、司法の判断、あるいはそれから周辺に及ぼす部分もなしというわけにはならないと思いますので、これをもって大体のところとさせていただきたいと思います。

ほかにございませんか。

岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） まちづくり推進費ですね。若者定住。6月の定例会の中に、県が新たに限界集落に町外から若者が定住すれば、その定住した者に対して助成をするという制度でしたように思いますが、この全体の400幾らですね、中身については、その個人に、その移住してきた人に助成する分とか、地域に助成する部分という、内訳についてはわかりませんか。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 限界集落に定住をしていただきます若者に対します支援としてこの事業がございしますが、個人に給付する分が年間250万円、定額の支援でございます。それから、その個人が入りました地域におきまして、さまざまな活動を支援する経費として、単年でございすけれども、同じく250万円ということでございまして、活動費につきましては単年度、それから、生活支援

につきまして、個人に給付するものにつきましては3年間という年限での支援と
なっております。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 個人に年間250万が3年間支給されとる。相当優遇さ
れた措置ですが、一つ懸念されるのは、その3年間こういう支給を受けた後に、
それに対して義務づけ的なものはないのか。例えば、そこの地域に何年か以上定
住せんとその補助金の返還が生じますよとか、そこらについては何もないんでし
ょうか。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 制度的にそれを、定住することを義務づけるという制
度にはなってございません。理想として、そうした支援を通じてその地域に定住
をしていただきたいという願いはございますけども、例えば町で実施しておりま
す住宅支援等につきまして、固定資産を伴います支援につきましては一定の期間、
町では5年と定めておりますが、その5年の期間を満了しない場合は年限に応じ
て返金をしていただくという仕組みもございますけども、それはあくまでも定住
をしていただくと、そのための支援ということで、その結果、定住に至らないと
いう場合になりましても、その金額を返還するという仕組みではございません。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 一つ、最後に確認ですが、じゃあ3年間この制度を利用
して年間250万ずつそういった支給を受けた後、やはりちょっとここに住むの
はどうも自分としては住めれないという判断でまたよそに行かれても、何らその
辺の受けたものに対しては返還義務も何もないということですね。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 制度的にはそういうことでございますが、そういった
ことにならないように、この助成するときには本人と面談をしまして、この地域
に定住する意思があるか、また、その地域と一体として地域において定住するた
めの農業なり地域活性化の取り組みを地域と一緒にやっていただくということで、
町の希望としては定住をしていただくという方向性での支援でございますので、
そのあたりはご理解をいただきたいと思っております。

○議長（谷口雅人） ほかにございませんか。

8番、徳永英太郎議員。

○8番（徳永英太郎） 14ページ、保育園事務費なんですけども、子ども・子育て支援会議条例と関連してくるわけでありますが、電子システムの更新ということで、それで、この事業でどのような支援、どのような事業を想定しておられるかというのがわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（谷口雅人） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） この事業の中では、まず今の現状を把握しながら子育ての支援の当事者の方々、それから、保護者の方々の意見を聞くことを目的としております。それで、それを実情を踏まえて施策を実施していくということが狙いでして、まだどういうことをという具体的な部分については決まっておりません。今、アンケート等を配布して現状を把握しているという状況であります。

○議長（谷口雅人） 8番、徳永英太郎議員。

○8番（徳永英太郎） それは電子システムとどのように関連してくるのかというところはいかがでしょうか。

○議長（谷口雅人） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 今、保育料を徴収しておるところですけども、その部分の保育料の中身につきまして変更が生じることとなりますので、その部分の補正でございます。

○議長（谷口雅人） 8番、徳永英太郎議員。

○8番（徳永英太郎） 事業計画、どのような支援をするかということについては、いろいろ選定された上で委員を、出ていただいて、その中で決めていくということで理解したらよろしいですね。

○議長（谷口雅人） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） そういうことであります。

○議長（谷口雅人） ほか、ございませんか。

1番、大河原議員。

○1番（大河原昭洋） 13ページの7番、老人福祉センターの管理費についてですが、ストーブを購入ということで説明をいただいたと思う。これはひまわり会館ということでよろしいですね。

○議長（谷口雅人） 岸本福祉課長。

○福祉課長（岸本光義） ひまわり会館ということでよろしいです。

○議長（谷口雅人） 1番、大河原議員。

○1 番（大河原昭洋） ひまわり会館のほうは、何か冷暖房の、水冷式の機械が故障したということのようですけども、冷房のほうも来年夏になったら必要になってくるわけですから、これについては何かお考えがあるんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 岸本福祉課長。

○福祉課長（岸本光義） 暖房設備について見積もりをとったところ、多額の費用がかかるということですので、そこで、あと、老人福祉施設のあり方等についてもちょっと検討させていただきながら、その整備について考えたい。今も利用の関係がありますので、利用者が寒いということになってはいけませんので、1階部分についての備品費を今回の予算で措置させていただきまして、それから、2階、3階の部分については、旧小学校の分のストーブを集めさせていただいて、ことしの冬は対応させていただきたいというふうに思っております。修繕のほうの関係につきましては、今、老人センターのあり方について議論を、どういうふうにするのかということの議論を踏まえて最終的な判断をしたいというふうに考えております。

○議長（谷口雅人） よろしいですか。

ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、衛生費から土木費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、中野議員。

○5番（中野ゆかり） 14、15にまたがるのですが、農業振興費、シカの頭数がふえることによつての捕獲奨励金はアップしておりますが、その反面、捕獲確認者の賃金が減額されています。この関係性がちょっと見えないのですが、説明をお願いします。

○議長（谷口雅人） 上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則） 確認費の件でございますけども、こちらのほうは、当初考えておりましたのは、国の補助事業で現地のほうに行く確認者を賃金を出して雇おうというふうに考えておりました予算計上させていただきました。しかしながら、国の補助対象事業の中にこういった賃金というのが見れないということで、対象は正職員の賃金のみということがございまして、この分でこの経費と

いうのは減額させていただいております。

○議長（谷口雅人） よろしいですか。

ほかはございませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 森林組合の出資金ですが、これは森林組合のほうより要望があって体質強化のために出資したのか、あるいはこの提案理由書に載っているように、林業サービスに出資したものが解散したので、金が返ってきたので、町のほうから主導的に出資したのか、そこら辺はどういう……。

○議長（谷口雅人） 上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則） 提案理由でご説明されましたとおり、本来の林業サービスが担っておりました業務を本町におきましても継続したいという趣旨から、町のほうから出資をしたいというふうに考えたものでございます。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） これは森林のほうからの要望というか、森林が構成員を、組合員等の出資を求めて増資をしていく中で町もそれに協力したというんじゃないし、町のほうが主体的に体質強化のために出資していくという、今回はそういう形だったということでしょうか。

○議長（谷口雅人） 上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則） はい、そのようでございます。

○議長（谷口雅人） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、消防費から災害復旧費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳入を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 予算書の5ページの債務負担行為で、乗用車、これは何台の乗用車分でしょうか。債務負担行為3,102万ですが。

○議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） これは先ほど概略説明させていただきましたけども、防災車ということで、今、トヨタハイエース10人乗りというのがございます。避難用にマイクロバス、それから、こういった10人乗りで避難用ということで、防災の観点から購入しとるものですが、これの更新に伴います債務負担行為で、同じくトヨタハイエース10人乗りを予定しております。そこに書いておりますように、26年度から30年度までの57月分を計上したもので債務負担ということで説明をいたしたものでございます。以上でございます。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） これは新車で購入した場合との比較という形でちょっと見たいんですが、そんなときには、新車の購入では、金額はどのようになるのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 比較検討いたしました結果、この5年リースが一番格安だろうということで、月額7万600円ということでリースといたしたものでございます。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 私が聞いているのは、新車で購入した金額を示していただいて、本来ならこれが、これまでのようにもう10年以上も使った場合には新車で購入したほうが有利になるのではないかというような判断比較ができるので、そこら辺のその新車の購入時価格というものを示していただけませんか。

○議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 資料を持ち合わせておりませんので、休憩をお願いしたいと思います。

○議長（谷口雅人） 暫時休憩します。

休 憩 午前10時46分

再 開 午前10時51分

○議長（谷口雅人） 再開します。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 新車で購入いたしますと、398万5,450円ということでございます。当然、新車で購入いたしますと、5年間の間には車検の経

費でありますとか点検の経費、それから、タイヤの経費等もございますが、リースをいたしますとそういうもの全て含んでおりまして、トータルで402万8,000円ということがございます。なお、5年後には買い取りということでこの債務負担を起こしておりますので、5年以降はもうリース料は要らないということでございます。以上でございます。

○議長（谷口雅人） 岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） これは、この402万、5年が過ぎればもう無償で町のものになるということですか。そこら辺をちょっと確認したいんですけど。

○議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 先ほど申しましたように、5年したらリースアップで町のものでございます。

○議長（谷口雅人） この件に関しましては委員会等で確認をしていただければ結構ですが、詳細につきましてはそういう方向でご理解をお願いします。

ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

最後に、再度一般会計全般にわたっての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから、日程第5、議案第88号 平成25年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

岸本福祉課長。

○福祉課長（岸本光義） 議案第88号 平成25年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ353万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億1,510万5,000円とする。

6ページと7ページをごらんください。初めに、歳出のほうを説明させていただきます。保健事業費、保健衛生普及費におきましては、先ほども町長のほうもありましたように、がんドック等の見込みにより増額補正するものです。具体的

に申し上げますと、大体109名の方の予算要求をしておりましたが157名ということでふえたものですから、これに対応するために、智頭病院から行っていただくようにするために、こういうことをお願いしたものであります。

それから、諸支出金の償還金につきましては、平成20年度から22年度の前期高齢者納付金額の修正に伴い、前期高齢者交付金の精算が確定しましたので、その経費を計上しております。

歳入につきましては、繰越金をもって措置しております。以上で補足説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから、日程第6、議案第89号 平成25年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

西沖税務住民課長。

○税務住民課長（西沖和己） 議案第89号 平成25年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。予算書の6ページ、7ページをごらんいただきたいと思えます。

まず、支出の部であります。人件費に伴う職員手当を一部補正してございます。また、修繕料といたしまして、県道用地の改修工事に伴ってマンホール等のかさ上げ、物件移転に伴います工事を修繕という形で計上しております。場所は坂原地内でございます。あとは軽トラの手数料等でございます。また、公共下水道整備事業費といたしまして、三田のテクノパーク、ここに下水道を整備することとしておりますので、設計監理委託料を計上いたしておるところでございます。

これに対する歳入といたしましては一般会計からの繰入金、あるいは下水道の移転補償費、これをもって予算措置をしております。以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） この下水道の設計監理委託料ですけど、今回想定しているこの設計の範囲ですね、下水道の。これは道路沿いの本管的なものだけなのか、そこら辺は、どの範囲の設計委託料という想定でしょうか。

○議長（谷口雅人） 西沖税務住民課長。

○税務住民課長（西沖和己） 議員おっしゃいますように、道路の布設、そして用地、敷地内、この敷地内の布設も含めて考えておるところです。以上です。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） ある程度、じゃあ図面的なものっていうか、テクノパークの中に、どこら辺まで今回のこの事業で配管するというのは、大体もう概略のものはあるということですか。

○議長（谷口雅人） 西沖税務住民課長。

○税務住民課長（西沖和己） まだ具体的に青写真というものが明確に定まっているものではありません。これから受託した業者と具体的な中身は詰めていくという考え方を持っております。以上です。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 金額が決まっているのに、これからあと、どこら辺まで布設していくかっていうことを議論するという、そういうことですか。そういう解釈でいいんですか。

○議長（谷口雅人） 西沖税務住民課長。

○税務住民課長（西沖和己） 私ども執行部の考えてる大まかな部分というものがああります。そして、現実的に、じゃあどこまでを最終的には整備するのかという微妙な調整の部分は残されておるということで説明をさせていただきました。以上です。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから、日程第7、議案第90号 平成25年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

西沖税務住民課長。

○税務住民課長（西沖和己） 議案第90号 平成25年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）。補正予算書の6ページ、7ページをごらんいただきたいと思います。

支出でございますけども、ここでは修繕料といたしまして138万円を補正予算に計上させていただきました。内訳といたしましては、大字西野地内の県道の改良工事に伴いまして下水のマンホールの移設を余儀なくされておるものでございます。これに対する経費としてこのように138万円を計上したものでございます。

なお、歳入に当たりましては一般会計の繰入金80万5,000円、さらに雑入といたしまして下水道の移転補償費57万5,000円をもって予算措置を講じたところでございます。以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩をします。再開は11時10分。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時10分

○議長（谷口雅人） 再開します。

これから、日程第8、議案第91号 平成25年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

岸本福祉課長。

○福祉課長（岸本光義） 議案第91号 平成25年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）。歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ4,252万2,000円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億5,948万4,000円とする。

6ページから9ページをごらんください。初めに、歳出の説明をさせていただきます。保険給付費の介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、それから、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費につきましては、介護保険料の

実績見込みにより、それから、介護予防一般高齢者施設事業費につきましての賃金につきましては、認知症教室の充実を図るための人件費の措置しております。それから、償還金につきましては、平成24年度の介護保険給付費等の負担金の精算により国庫支出金、県支出金の返還が確定しましたので、その予算を計上させていただきます。

歳出につきましては、国庫支出金、県支出金、他会計からの繰入金、繰出金をもって措置しております。以上で補足説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから、日程第9、議案第92号 平成25年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

岸本福祉課長。

○福祉課長（岸本光義） 議案第92号 平成25年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,544万2,000円とする。

6ページと7ページをごらんください。初めに歳出のほうです。後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料の軽減分に係る額が確定しましたので、その額について計上しております。歳入につきましては繰越金をもって措置しております。以上で補足説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから、日程第10、議案第93号 平成25年度智頭町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

萩原水道課長。

- 税務住民課参事兼水道課長（萩原 学） 議案第93号 平成25年度智頭町水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、水道事業会計補正予算では、4ページから5ページをごらんください。

収益的収支としまして、水道事業経費、原水及び送水費としまして、異常通報装置2台分。これは第1水源、第1と沖代水源。修繕料としまして第2水源の河床修繕を計上しております。

次に、5ページ、資本的収入、支出としまして、資本的収入、工事負担金1,504万7,000円を計上しております。これは智頭テクノパーク整備に伴います水道施設測量設計業務委託であります。資本的支出としまして、委託料1,504万7,000円を計上しております。これは智頭テクノパーク整備に伴います水道設備測量設計業務委託でございます。これは、今後、現状を含めまして税務住民課長が公共下水道事業での補正予算の中で説明しましたが、委託費でありますので、これから業者等と協議していく予定であります。以上です。

- 議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから、日程第11、議案第94号 消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

葉狩総務課長。

- 総務課長（葉狩一樹） そういたしますと、お手元に配付いたしております議案書をごらんいただきたいと思います。

まず、1ページでございます。議案第94号 消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

では、2ページ以降をごらんいただきたいと思います。これは平成26年4月1日、消費税率の改正に伴いまして、消費税法の規定により非課税とされるもの以外のものに係る使用料等につきまして、消費税相当額の引き上げを行うために、新たに条例を制定して関係する条例の改正を行うものでございます。全部で9つ

の条例の改正でございます。

まず、2ページ目でございます。第1条、智頭町法定外公共物管理条例の一部改正につきましては、占用料等の税率を改正するものでございます。同じく2ページでございます。第2条、智頭町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、町民運動場及び総合運動場の使用料の改正するものでございます。

3ページをごらんいただきたいと思います。第3条、智頭町営火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、火葬の使用料のうち、手術、分娩、流産等の排出物及びその包物の火葬使用料を改正するものでございます。同じく3ページ、第4条、智頭町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、集落排水使用料及び加入金の改正によるものでございます。

4ページをごらんいただきたいと思います。第5条、智頭町下水道条例の一部改正につきましては、下水道の加入分、使用料及び占用料を改正するものでございます。

次に、5ページをごらんください。第6条、智頭町道路占用及び占用料等徴収条例の一部改正につきましては、占用の占用料税率を改正するものでございます。同じく5ページ、第7条、智頭町簡易水道施設の管理及び設置に関する条例の一部改正につきましては、簡易水道料及び手数料を改正するものでございます。なお、水道料につきましては、内税から外税へと整理するものでございます。

続きまして、飛びまして、9ページをごらんいただきたいと思います。第8条、智頭町水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、水道料金加入金及び手数料を改正するものでございます。

はぐっていただきまして、12ページでございます。第9条、智頭町病院事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、診断書料等を改正するものでございます。なお、施行日は平成26年4月1日でございます。以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから、日程第12、議案第95号 智頭町地域の元気臨時交付金基金条例の制定についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 議案書16ページをごらんいただきたいと思います。

議案第95号 智頭町地域の元気臨時交付金基金条例の制定について。17ページをごらんいただきたいと思います。国の地域経済対策によります地域活性化雇用創出の臨時交付金ということで、地域の元気臨時交付金の交付に当たりまして、事業を円滑に実施するために基金として積み立てを行うということで基金条例を制定するものでございます。なお、この地域の元気臨時交付金につきましては、平成27年度へは繰り越しができないということで定められておりますので、附則にありますとおり、平成27年3月31日をもって失効するというものでございます。以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから、日程第13、議案第96号 智頭町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 18ページをお願いします。議案第96号 智頭町子ども・子育て会議条例の制定について。19ページに条例案を載せております。

智頭町子ども・子育て会議は平成27年4月からスタートする子ども・子育て新制度に関する事業計画の策定、進捗管理などについて、保護者の方を含む子ども・子育て支援の当事者などの意見を聞くための会議でありまして、本町の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて施策を実施していくことを目的としております。なお、委員につきましては、子どもの保護者、事業主の代表、労働者の代表、子ども・子育て支援事業を行う保育所などの従事者、学識経験者で構成することと

しております。以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、中野議員。

○5番（中野ゆかり） この智頭町子ども・子育て会議は、教育ビジョンと連動された考え方のもと条例がこのように制定されたのかどうかの確認をさせていただきます。

○議長（谷口雅人） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） あくまでも教育ビジョンは智頭町の教育基準でございます。ですから、ずれてはいないと認識しておりますけれども、教育ビジョンによってこういう会議を設けるということではなしに、国の新制度がスタートするので、それにあわせてこういう会議を設けて智頭町の子育てのあり方について意見をいただくものでございます。

○議長（谷口雅人） 2番、高橋議員。

○2番（高橋達也） 条例案の第7条に会の運営が記述されておりますけれども、要は、大事な会議ですので、審議過程を公開というかオープンにさせていただきたいと思うんです。ですから、そういうお考えをまずお持ちかどうか、ぜひそういうことをしていただきたいと思います。

○議長（谷口雅人） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） この会議につきましては、公開、ぜひしたいと思っております。

○議長（谷口雅人） 5番、中野議員。

○5番（中野ゆかり） 先ほど教育ビジョンには沿ってはいないというか、それをもとにして考えられているものではないですよということだったんですけども、私は教育ビジョンのもとというような条例も考えるべきだと思うんです。といいますのが、これから保育園が新設される、その他中学校も新しくなる、そういった中で、智頭町の子どもたちをどのように育てていくかという指針になるものが教育ビジョンだと私は考えていますので、やはりもととなる考え方のもと、国の制度ができたからということではあるんですが、やはり智頭の核となるべきところが揺るぎのないものでなければいけないと思っております。そういった

中で、私が疑問に思うことは、この第2条の委員のメンバーなんですけれども、教育というのは教育ビジョンの中の基本理念としまして、学校、家庭、地域で育成していくんだ、これは前々から言われている、もう本当に教育長を初め皆さんがこれは、三本柱は揺るぎのないものだとも思うんですね。そういった中で、この1番、2番、3番は、家庭と学校が網羅されてます。ですけど、この4番と5番、事業主を代表する者、そして5番は労働者を代表する者となっておりますが、ここの4番、5番の思い、このような4番、5番を上げられた思い及び意図するところは何かを説明をお願いいたします。

○議長（谷口雅人） 中野議員に申し上げます。常任委員会の委員さんですので、ここまでをもって質問はとどめていただいて、しっかり委員会のほうであとはやっただきますように。それを踏まえて答弁をお願いします。

（「本会議だで。」と呼ぶ者の声あり）

○議長（谷口雅人） はい、8番、徳永議員。

○8番（徳永英太郎） あくまでも本会議制ですので、委員会では細部にわたる質疑はないというふうに理解しておりますが。

○議長（谷口雅人） これに関して、本議会は併用という形をとっておるということもご理解いただきたいと思います。それを踏まえて。

長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 子ども・子育てにつきましては、議員のおっしゃるとおり、そここのところは教育ビジョンとぶれたものではございません。あれを基本とする、あのビジョンを基本とする内容で進めていくべきと私も考えております。なお、今さっきありました事業主を代表とする者、それから、労働者を代表とする者の部分でございますけれども、あくまでも保育、子育てをしていく中で、やはり事業主のほうにあっても、また労働者のほうにあっても、現状も申し述べていただきたいし、それをこの会議で出たものをフィードバックして事業のほうに、事業主の方としてもそういうことを反映していただきたいという思いがございます。そういう立場でこういう方々を入れているところでございます。以上でございます。

○議長（谷口雅人） ほかはございませんか。

○5番（中野ゆかり） はい。

○議長（谷口雅人） ほかの件で。この件、ほかの件。

○5番（中野ゆかり） この件です。

○議長（谷口雅人） どうしてもここですか。

中野議員。

○5番（中野ゆかり） 先ほど申しましたように、家庭、学校、地域という中の地域の部分が4番、5番で網羅されているとは私は考えられないので、このところの意図をお伺いしたわけなんです。この地域ということに関しましては、事業主及び労働者だけでは賄い切れないところがあると思うんですね。というのが、定年退職された方で地域で一生懸命社会教育を推進されている方もおられます。この先ほどお伝えしてきた、何遍も済みません、学校、家庭、地域、この地域の部分がこの4番、5番だけでは網羅できないものと私は考えるのです。このところをどのようにお考えでしょうか。

○議長（谷口雅人） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 地域の部分につきましては、子どもの支援に関し学識経験のある者というところで地域の方々を入れてまいりたいと考えております。

○議長（谷口雅人） ほかほございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから、日程第14、議案第97号 智頭町税条例の一部改正についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

西沖税務住民課長。

○税務住民課長（西沖和己） 議案第97号 智頭町税条例の一部改正について。この議案書の中では、ページ21から50ページにわたっております。改正理由につきましては、地方税法の一部改正に伴うものでありまして、概要について申し述べさせていただきます。

まず、この改定内容というのが多岐にわたっております。一つは町民税であります。ふるさと寄付金に係る寄付金税額の控除見直し、これが一つであります。また、町民税に関しまして、公益法人等に係ります課税の特例対象の追加でございます。続いて、住宅借入金等の特別税額控除の延長でございます。従来の、これは消費税率の引き上げに伴う影響を平準化するという狙いから、特例的な措置として4年間を延長するという改正内容になっております。同じく、土地等の長

期譲渡所得に係ります課税の特例対象の整備であります。そして、東日本大震災支援のための措置でございます。

続いて、固定資産税であります。改正の主なものとしたしましては、納税義務対象の整備であります。例えば、独立行政法人森林総合研究所が旧独立行政法人緑資源機構または旧農用地整備公団より承継された事業の進捗によりまして、今後適用対象がなくなったものですから、当該事業の施行に係りますこの土地を除外するということであります。

続いて、特別措置保有税の改正であります。これにつきましては、納税義務対象の整理を行ったものであります。

続いて、延滞金であります。延滞金の利率の見直しを行っております。国税にあわせまして平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞金の利率を見直す内容としておるものでございます。以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから、日程第15、議案第98号 智頭町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

岸本福祉課長。

○福祉課長（岸本光義） 議案第98号 智頭町介護保険事業条例の一部改正について。未整備でありました介護保険事業の第7条を改正し、国税及び地方税の延滞金などの見直しにあわせて介護保険料に係る延滞金の割合を改正するもので、具体的に申し上げますと、延滞金、今、14.6%ですが、特定基準割合、これは財務大臣が告示する率ですが、それプラス7.3%ということです。具体的に申し上げますと、来年の1月1日から14.6%の延滞金が9.3%になるという条例改正であります。以上で補足説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これから、日程第16、議案第99号 智頭町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

岸本福祉課長。

○福祉課長 (岸本光義) 議案第99号 智頭町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について。国及び地方税の延滞金の見直しにあわせて後期高齢者医療保険に係る延滞金、先ほども介護保険のほうで話をさせていただきましたが、そのように改正するものであります。以上で補足説明を終わります。

○議長 (谷口雅人) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これから、日程第17、議案第100号 鳥取市と智頭町との定住自立圏の形成に関する協定の変更についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

岡田企画課長。

○企画課長 (岡田光弘) 議案第100号 鳥取市と智頭町との定住自立圏の形成に関する協定の変更でございます。議案書の58ページをごらんください。これは鳥取市と智頭町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更するものでございます。(イ)としまして、看護・医療系人材の確保ということで、取り組みは看護師養成所の誘致及び看護師等の育成の支援を行うこととございます。それぞれ甲乙の役割を示しております、甲は中心市であります鳥取市の役割でございます。鳥取市の役割として、看護師等養成所の誘致に向けた取り組みを行う。鳥取市市立病院における看護職員実習指導者の養成に努める。新たな看護師等養成所の誘致に伴い、国民健康保険智頭病院における看護職員実習指導者の養成のための必要な支援を行うというのが甲の役割でございます。乙というのが智頭町の役割でございます。智頭町の役割として、国民健康保険智頭病院における看護職員実習指導者の養成に努めるというのが役割でございます。現在締結しており

ます定住自立圏の協定に今説明しました内容を加える改定の議決を求めるものでございます。以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、徳永議員。

○8番（徳永英太郎） 今、説明概要の中に、医療・福祉系専門学校の看護師や理学療法士の育成のための支援というふうに書いてあるけれども、例えばどのような支援を想定されているのかというようなことは答えられますか。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 27年4月に（仮称）鳥取市医療看護専門学校が開設される予定でございます。その際に智頭病院で研修生を受け入れるということが具体的な内容でございます。現在、計画されております医療看護専門学校につきましては、鳥取の駅前に既に用地を県より取得をされまして開学への準備をされております。規模としては看護学科80名、理学療法士学科40名、作業療法士学科40名、言語聴覚士学科40名という規模での想定でございます。この中の看護学科の生徒の受け入れについて、智頭病院のほうで現在準備の受け入れをしているというところでございます。

○議長（谷口雅人） 8番、徳永議員。

○8番（徳永英太郎） どういたしますか、民間というか、病院のほうとも多分連携が出てきたらということで申し上げます。そこらあたりで、ここに指導者の養成ということが書いてありますけども、ただ単に、養成もそれは確かに必要でしょうけども、いかに智頭町にその看護師や療法士を来てもらうかということにもつながって来なければ、そこが問題だと思うんですね。企画課でこういう条例を制定されるのはいいんですけども、病院のほうとしてはどのように考えておられるのか。

○議長（谷口雅人） 寺谷事務次長。

○病院事務次長（寺谷和幸） 智頭病院のほうとしての体制を報告させていただきます。まず、今現在、企画課長のほうから今説明ありましたように、平成27年4月から開学予定の専門学校ができるわけですけども、その学校から智頭病院には実習受け入れの要請が来ております。その要請に基づいて、智頭病院として

もやはりこの看護学生を受け入れるということは、この智頭病院を学生のときから知っていただくということにつながるというところに結びつけたいと思ひまして実習受け入れを病院としても決定しております。今現在、この実習指導者については1名実習指導の女性を鳥取県の看護協会が実施しております、それに今1名出して1名が指導者の資格をとりました。それから、この1月からは2回目の実習指導者の養成講座がありまして、そこに2名出す体制で今病院は動いております。以上です。

○議長（谷口雅人） よろしいですか。

ほかはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから、日程第18、議案第101号 字の区域の変更についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

草刈地籍調査課長。

○地籍調査課長（草刈英人） 議案第101号 字の区域の変更について。これは昨年度実施した地籍調査の結果により、大字芦津地区の地籍図及び地籍簿のデータに基づき、地権者の同意を得て字の区域を変更するものでございます。詳細につきましては60ページをごらんください。区域を変更する字の名称。字、1番、字中山、2、字青笹、3、字カツラガ谷ヨリ大東仙。変更する内容につきましては右欄に掲げるとおりでございます。以上で終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから、日程第19、議案第102号 字の区域の変更についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

草刈地籍調査課長。

○地籍調査課長（草刈英人） 議案第102号 字の区域の変更について。これ

も昨年度実施した地籍調査の結果に基づき、地権者の同意を得て字の区域を変更するものでございます。詳細については92ページをごらんください。これ61ページでございます。変更する字名は、1、垣ノ内、2、ノドノ元、3、ノト谷、4、大ヒヤリ、5、上小谷、6、坂ノ谷。変更する内容につきましては、右欄のとおりでございます。以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第20．陳情について

○議長（谷口雅人） 日程第20、陳情についてを議題とします。

今定例会において、本日までに受理した陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

お諮りします。

各常任委員会審査のため、12月13日から12月18日までの6日間を休会としたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、12月13日から12月18日までの6日間を休会とすることに決定しました。

来る12月12日は午前9時から本会議を開き、一般質問を行います。

休会中は委員会等を開き、付託案件の審査をお願いします。

また、12月19日は本会議を開き、各委員会の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散 会 午前11時46分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成25年12月11日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 石 谷 政 輝

智頭町議会議員 酒 本 敏 興